

播磨町環境保全条例

目次

第1章総則（第1条-第5条）

昭和48年11月17日条例第31号

第2章公害発生源に関する規制（第6条-第12条）

第3章環境等の整備及び管理等（第13条-第20条）

第4章雑則（第21条-第24条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条この条例は、人間が良好な環境を享有する権利を有することにかんがみ、人間尊重、生活優先の基本姿勢にたち、健康で安全、かつ、快適な生活を阻害する公害の発生及び環境の侵害に対し、防止絶滅を図り、もつて町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「環境」とは、生活環境、自然環境及び文化環境をいう。

ア生活環境とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

イ自然環境とは、自然界に存在する清らかな水、豊かな土地と緑、新鮮な大気及び動植物等を維持確保するための環境をいう。

ウ文化環境とは、郷土の歴史に意義を有する建物、遺跡等が周囲の自然環境と一体をなして、郷土における歴史と文化を形成している土地建物等の状況及び文化的遺産並びに施設を維持確保及び保存するための環境をいう。

(2)「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。以下同じ。）土壌の汚染、地盤沈下、騒音、振動及び悪臭等（以下「大気の汚染等」という。）によって人の健康がそこなわれ、又は人の快適な生活が阻害され、あるいは良好な環境が侵害されることをいう。

(3)「工場等」とは、工場、事業場及び作業場をいう。

(4)「事業者」とは、事業を企業する者及び経営する者並びに宅地造成等の開発行為を行う者をいう。

(5)「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、汚水（廃液を含む。以下同じ。）騒音、振動及び悪臭をいう。

(6)「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

(7)「自動車等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(8)「公害関係法令」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）をいう。

(9)「特定施設」とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）に規定されている施設並びに兵庫県公害防止条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第31号）に規定されている施設をいう。

(10)「規制基準」とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）及び水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第188号）に規定されている規制基準並びに兵庫県公害防止条例の規定に基づく工場等における規制基準（昭和47年兵庫県告示第482号の15）をいう。

（町長の責務）

第3条町長は、あらゆる施策を通じて、公害の防止に努め、良好な環境を保全し、町民の健康で安全、かつ、快適な生活を確保するよう努めなければならない。

2 町長は、町民の公害防止と環境保全に関する意識を高め、町民の意思及び自主的な運動を通じて、この条例の目的達成に資するため、必要な処置を講ずるよう努めなければならない。

3 町長は、良好な環境を維持するため緑地の保護並びに育成及び自然環境の保全に努めなければならない。

4 町長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況その他公害に関する事項について、常時監視するとともに必要な調査及び研究を行わなければならない。

5 町長は、前項の規定による監視及び調査の結果、明らかになった公害の状況を公表しなければならない。

6 町長は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、必要あるときは県知事又は関係行政機関の長と協力して適切な処置に努めなければならない。

7 町長は、公害が他市町域から生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、県及び関係機関と協力して、必要な処置を講じなければならない。

8 町長は、公害に係る健康又は生活の障害があると認めるときはこれを救済するため、必要な処置を講じなければならない。

9 町長は、公害の防止に関する施策等に係る計画を策定し、その達成に必要な処置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条事業者は、その事業活動によって公害を発生させてはならない。

2 事業者は、その管理に係るばい煙等の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに公害関係法令等に規定する公害防止に関する規制事項を遵守することはもちろん、町長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

4 物の製造、加工、販売等を営む事業者は、その製造、加工、販売等に係る製品が使用されることによる公害の発生を防止するよう努めなければならない。

5 事業者は、工場等その他の構築物の建設、用地の造成、宅地の開発及び土石類の採取等の事業を行う場合において、町長よりその工事計画等に係る必要な助言、指導又は勧告を受けたときはこれに応じ、公害防止のための計画を変更し、又は防災施設を完備するなど必要な処置をしなければならない。

6 事業者は、工場等において、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外でばい煙等を著しく発生させ、又は発生させるおそれのある作業をしてはならない。

7 事業者は、工場等から発生する公害について苦情があったときは誠意をもつてその処理にあたらなければならない。

8 事業者は、事業活動に伴ない町民に被害を与えたときは、誠意をもつて賠償その他適切な解決処置を講じなければならない。

9 事業者は、町長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

(町民の責務)

第1条町民は、常に環境保全に努め、自から公害を発生させることのないようにしなければならない。

2 町民は、公害防止と環境保全に関する意識を高め、健康で安全かつ快適な文化的生活を営む個人の権利が公害により侵されることのないよう、協力して良好な環境の維持改善に努めなければならない。

3 町民は、人の生命又は健康に危険を及ぼすおそれのある有害物質を、放置又は投棄しないよう最大限の注意と努力を払わなければならない。

4 町民は、その所有又は管理する土地建物等について、適正な管理を行い地域の良好な環境の維持、改善に資するよう努めなければならない。

5 町民は、町民共同の財産である公共の建物、道路、河川、溜池、水路、公園、広場及び緑地帯等(「公共施設」という。以下同じ。)について清潔、かつ良好に保持するように努めなければならない。

6 町民は、地域の公害発生状況等について、関係行政機関に通報するとともに、町長その他の行政機関が行う公害防止及び環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章公害発生源に関する規制

(届出事項に対する意見等)

第6条町長は、工場等に係る公害関係法令及び兵庫県公害防止条例(昭和44年兵庫県条例第53号。以下「県条例」という。)に規定されている各種届出事項のうち、県知事が所轄する事項にあつても、当該事業者に意見を述べ、また説明を求めることができる。

(計画変更勧告)

第7条町長は、事業者から工場等に係る県条例に該当する特定施設等の設置又は変更の届出を受理したときは、その届出事項に係る工場等において発生するばい煙等が、規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙等の防止の方法又は当該施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(通報等)

第8条町長は、公害関係法令及び県条例に該当する特定施設等を設置している工場等において発生するばい煙等が、規制基準に適合していないと認めるときは、その旨を県知事に通報し、必要な処置を求めることができる。

(事故等に対する処置)

第9条公害関係法令及び県条例に該当する特定施設等を設置している者は、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設又はこれを処理する施設について、故障、破損その他の事故により、規制基準に適合しないばい煙等を排出したときは直ちに、町長に届け出るとともに、応急の処置を講じ、かつその事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。また、当該事故によって人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、住民にその事態を周知させるために必要な処置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る施設等を設置している者は、速やかにその事故の状況及び原因並びにその事故についての応急処置の内容及び復旧工事の計画を町長に届出なければならない。

3 前項の規定により計画を届出した者は、当該計画に係る処置を完了したときは、完了した日から15日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(緩衝地帯等の設置)

第10条町長は、ばい煙等の公害を防止するため、必要と認めるときは、緩衝地帯等を設置させることができる。

(自動車等排出ガス等の防止)

第11条自動車等を運転する者及び所有する者は、自動車等の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないよう努めなければならない。

(自動車等の整備又は販売に係る協力の義務)

第12条自動車等の整備を業とする者は、整備の依頼を受けた自動車等の排出ガス及び騒音の防止装置が保安基準に適合していないと認めるときは、当該依頼した者に対しその旨を告知するとともに、当該自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないよう整備に努めなければならない。

2 自動車等の販売を業とする者は、自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないよう整備して販売するよう努めなければならない。

第3章 環境等の整備及び管理等

(一般工場における管理)

第13条町長は、工場等(特定施設等を設置している工場を除く。)を設置している者が、工場等の保全を怠り、ばい煙等により周辺的生活環境を著しく阻害しているとき、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて当該工場等について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(公共施設の整備及び管理)

第14条公共施設を設置又は管理する者は、環境を保全するため公共施設を常に良好な状態において管理するとともに必要と認められる公共施設については、整備拡充を図るようにしなければならない。

(修景緑化の助言等)

第15条町長は、行政区域内において特に積極的に修景緑化を図る必要があると認めるときは、当該地域内の関係者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(緑化の推進等)

第16条町長は、緑地の確保に資するため、その管理する公園、広場等その他の公共施設における緑化を図るため、植樹の推進に努めなければならない。

2 地域住民に親まれている樹林等良好な自然環境を所有する神社、仏閣等を所有又は管理する者は、その管理する土地、建物及び樹林等の保全に努めなければならない。

3 土地等を管理する者(所有者又は占有者を含む。以下次項において同じ。)は良好な環境の保護及び緑豊かな地域社会を実現するため、その管理する土地等について近隣住民に危害を与えるおそれのある危険な物品の放置を防止するとともに、清潔の保持、雑草の除去、蚊、蠅その他の害虫の発生防止及び樹木の植栽を推進し、環境の維持改善に努めなければならない。

4 町長は、前項の土地等が周辺的环境を著しく阻害しているとき、又は著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該土地等を管理する者に対し、良好な環境を確保するために必要な改善を勧告することができる。

5 町長は、前項の規定による勧告に従わないときは、当該土地等を管理する者に代わり必要な処置を講ずることができる。ただし、この場合処置に要した費用は、当該土地等を管理する者の負担とする。

(農業用施設の危険防止等)

第17条農業用施設(野井戸、野つぼをいう。以下同じ。)の所有者又は管理者は、当該農業用施設による危険を防止するため、柵、ふたその他必要な設備を設置しなければならない。

2 農業用施設の所有者又は管理者は、当該施設が農業用施設でなくなったときは、速やかに埋立等の処置を講じなければならない。

3 町長は、前2項の規定による処置を怠り、農業用施設が危険な状態で放置されているとき、当該農業用施設の所有者又は管理者に対し、期限を定めて、危険の防止について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(家畜飼養施設の管理)

第18条牛、馬、豚及び鶏を飼養する施設(以下「家畜飼養施設」という。)を設置している者は、当該施設等から周辺住民の生活環境を害せぬよう、汚水又は悪臭の発生を防止し畜舎、ふん尿及び汚物だめ等を常に清潔に保持し、蠅その他の害虫の発生防止に努めなければならない。

2 町長は、前項の規定による家畜飼養施設の保全を怠り、周辺的生活環境を著しく阻害しているとき、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて当該施設について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(犬、猫等の管理)

第19条犬、猫等の愛がん動物を飼育する者(以下「飼育者」という。)は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が、近隣住民の生活環境を害さないよう飼育しなければならない。

2 前項の飼育者は、不要となった愛がん動物をその責任において、適正に処理しなければならない。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、不要となった愛がん動物(飼育者がいないと認められる愛がん動物を含む。)を引取り、又は必要な処理をすることができる。

4 町長は、飼育者が前第1項又は第2項の規定による適正な管理又は処理を怠り、近隣住民の生活環境を著しく阻害しているとき、又は著しく阻害するおそれがあると認めるときは、飼育者に対し、期限を定めて愛がん動物の管理の方法又は処理の方法等について必要な改善等を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(営業及び土地利用等の制限)

第20条町長は、住居地域(第1種及び第2種住居専用地域を含む。)及び学校、福祉施設その他これらに類する公共施設のある区域の周辺等において、特に良好な生活環境を維持する必要がある場合、風俗を乱すおそれのある営業若しくは事業その他の土地利用について規制を行うことができる。

2 町長は、前項に規定する地域の周辺において、風俗を乱す営業又は事業を行つている者が、良好な生活環境を著しく阻害しているとき、その者に対し、期限を定めて営業又は事業の内容若しくは方法等について必要な改善等を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

第4章 雑則

(事業者に対する助成等)

第21条 町長は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言等に努めるものとする。この場合において規則に定めるところにより中小企業者に対しては、特に配慮するものとする。

(命令等違反者の公表)

第22条 町長は、公害関係法令及び県条例の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないとき並びに町長権限に属する騒音規制法等の規定による命令に従わないときは、当該事業者名等を公表することができる。

2 町長は、第13条・第17条第3項、第18条第2項、第19条第4項及び第20条第2項の規定による勧告又は町長が講じた処置等に応じない者があるときは、当該事業者名等を公表することができる。

(報告の徴収と立入検査)

第23条 町長は、この条例の目的達成に必要と認めるときは、事業者に対して、必要な報告を求め、又は職員をして当該場所に立入り良好な環境の維持又は公害の防止に必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2章(第6条第5項、第7条、第10条第1項、第11条、第28条、第29条を除く。)、第3章第38条、第4章第40条第3項、第5章の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第9条及び第24条第1項の規定は、第14条の規定による届け出をした者については、この条例の施行の日から1年間は、これを適用しない。

附則(昭和59年3月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

○播磨町環境保全条例

昭和48年11月17日条例第31号

播磨町環境保全条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 公害発生源に関する規制(第6条—第12条)

第3章 環境等の整備及び管理等(第13条—第20条)

第4章 雑則(第21条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人間が良好な環境を享有する権利を有することにかんがみ、人間尊重、生活優先の基本姿勢にたち、健康で安全、かつ、快適な生活を阻害する公害の発生及び環境の侵害に対し、防止絶滅を図り、もつて町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「環境」とは、生活環境、自然環境及び文化環境をいう。

ア 生活環境とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

イ 自然環境とは、自然界に存在する清らかな水、豊かな土地と緑、新鮮な大気及び動植物等を維持確保するための環境をいう。

ウ 文化環境とは、郷土の歴史に意義を有する建物、遺跡等が周囲の自然環境と一体をなして、郷土における歴史と文化を形成している土地建物等の状況及び文化的遺産並びに施設を維持確保及び保存するための環境をいう。

(2) 「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。以下同じ。)、土壌の汚染、地盤沈下、騒音、振動及び悪臭等(以下「大気の汚染等」という。)によつて人の健康がそこなわれ、又は人の快適な生活が阻害され、あるいは良好な環境が侵害されることをいう。

(3) 「工場等」とは、工場、事業場及び作業場をいう。

(4) 「事業者」とは、事業を企業する者及び経営する者並びに宅地造成等の開発行為を行う者をいう。

(5) 「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、汚水(廃液を含む。以下同じ。)騒音、振動及び悪臭をいう。

- (6) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (7) 「自動車等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (8) 「公害関係法令」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）をいう。
- (9) 「特定施設」とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）に規定されている施設並びに兵庫県公害防止条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第31号）に規定されている施設をいう。
- (10) 「規制基準」とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）及び水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第188号）に規定されている規制基準並びに兵庫県公害防止条例の規定に基づく工場等における規制基準（昭和47年兵庫県告示第482号の15）をいう。

（町長の責務）

- 第3条 町長は、あらゆる施策を通じて、公害の防止に努め、良好な環境を保全し、町民の健康で安全、かつ、快適な生活を確保するよう努めなければならない。
- 2 町長は、町民の公害防止と環境保全に関する意識を高め、町民の意思及び自主的な運動を通じて、この条例の目的達成に資するため、必要な処置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町長は、良好な環境を維持するため緑地の保護並びに育成及び自然環境の保全に努めなければならない。
- 4 町長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況その他公害に関する事項について、常時監視するとともに必要な調査及び研究を行わなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による監視及び調査の結果、明らかになった公害の状況を公表しなければならない。
- 6 町長は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、必要あるときは県知事又は関係行政機関の長と協力して適切な処置に努めなければならない。
- 7 町長は、公害が他市町域から生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、県及び関係機関と協力して、必要な処置を講じなければならない。
- 8 町長は、公害に係る健康又は生活の障害があると認めるときはこれを救済するため、必要な処置を講じなければならない。
- 9 町長は、公害の防止に関する施策等に係る計画を策定し、その達成に必要な処置を講じなければならない。

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、その事業活動によつて公害を発生させてはならない。
- 2 事業者は、その管理に係るばい煙等の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに公害関係法令等に規定する公害防止に関する規制事項を遵守することはもちろん、町長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠つてはならない。
- 4 物の製造、加工、販売等を営む事業者は、その製造、加工、販売等に係る製品が使用されることによる公害の発生を防止するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、工場等その他の構築物の建設、用地の造成、宅地の開発及び土石類の採取等の事業を行う場合において、町長よりその工事計画等に係る必要な助言、指導又は勧告を受けたときはこれに応じ、公害防止のための計画を変更し、又は防災施設を完備するなど必要な処置をしなければならない。
- 6 事業者は、工場等において、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外でばい煙等を著しく発生させ、又は発生させるおそれのある作業をしてはならない。
- 7 事業者は、工場等から発生する公害について苦情があつたときは誠意をもつてその処理にあたらなければならない。
- 8 事業者は、事業活動に伴ない町民に被害を与えたときは、誠意をもつて賠償その他適切な解決処置を講じなければならない。
- 9 事業者は、町長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

（町民の責務）

- 第5条 町民は、常に環境保全に努め、自から公害を発生させることのないようにしなければならない。
- 2 町民は、公害防止と環境保全に関する意識を高め、健康で安全かつ快適な文化的生活を営む個人の権利が公害により侵されることのないよう、協力して良好な環境の維持改善に努めなければならない。
- 3 町民は、人の生命又は健康に危険を及ぼすおそれのある有害物質を、放置又は投棄しないよう最大限の注意と努力を払わなければならない。
- 4 町民は、その所有又は管理する土地建物等について、適正な管理を行い地域の良好な環境の維持、改善に資するよう努めなければならない。
- 5 町民は、町民共同の財産である公共の建物、道路、河川、溜池、水路、公園、広場及び緑地帯等（「公共施設」という。以下同じ。）について清潔、かつ良好に保持するように努めなければならない。
- 6 町民は、地域の公害発生状況等について、関係行政機関に通報するとともに、町長その他の行政機関が行う公害防止及び環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公害発生源に関する規制

（届出事項に対する意見等）

第6条 町長は、工場等に係る公害関係法令及び兵庫県公害防止条例（昭和44年兵庫県条例第53号。以下「県条例」という。）に規定されている各種届出事項のうち、県知事が所轄する事項にあつても、当該事業者意見に意見を述べ、また説明を求めることができる。

（計画変更勧告）

第7条 町長は、事業者から工場等に係る県条例に該当する特定施設等の設置又は変更の届出を受理したときは、その届出事項に係る工場等において発生するばい煙等が、規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙等の防止の方法又は当該施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（通報等）

第8条 町長は、公害関係法令及び県条例に該当する特定施設等を設置している工場等において発生するばい煙等が、規制基準に適合していないと認めるときは、その旨を県知事に通報し、必要な処置を求めることができる。

（事故等に対する処置）

第9条 公害関係法令及び県条例に該当する特定施設等を設置している者は、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設又はこれを処理する施設について、故障、破損その他の事故により、規制基準に適合しないばい煙等を排出したときは直ちに、町長に届け出るとともに、応急の処置を講じ、かつその事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。また、当該事故によつて人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、住民にその事態を周知させるために必要な処置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る施設等を設置している者は、速やかにその事故の状況及び原因並びにその事故についての応急処置の内容及び復旧工事の計画を町長に届出なければならない。

3 前項の規定により計画を届出した者は、当該計画に係る処置を完了したときは、完了した日から15日以内にその旨を町長に届出なければならない。

（緩衝地帯等の設置）

第10条 町長は、ばい煙等の公害を防止するため、必要と認めるときは、緩衝地帯等を設置させることができる。

（自動車等排出ガス等の防止）

第11条 自動車等を運転する者及び所有する者は、自動車等の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように努めなければならない。

（自動車等の整備又は販売に係る協力の義務）

第12条 自動車等の整備を業とする者は、整備の依頼を受けた自動車等の排出ガス及び騒音の防止装置が保安基準に適合していないと認めるときは、当該依頼した者に対しその旨を告知するとともに、当該自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように整備に努めなければならない。

2 自動車等の販売を業とする者は、自動車等からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように整備して販売するよう努めなければならない。

第3章 環境等の整備及び管理等

（一般工場における管理）

第13条 町長は、工場等（特定施設等を設置している工場を除く。）を設置している者が、工場等の保全を怠り、ばい煙等により周辺の生活環境を著しく阻害していると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて当該工場等について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

（公共施設の整備及び管理）

第14条 公共施設を設置又は管理する者は、環境を保全するため公共施設を常に良好な状態において管理するとともに必要と認められる公共施設については、整備拡充を図るようにしなければならない。

（修景緑化の助言等）

第15条 町長は、行政区域内において特に積極的に修景緑化を図る必要があると認めるときは、当該地域内の関係者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

（緑化の推進等）

第16条 町長は、緑地の確保に資するため、その管理する公園、広場等その他の公共施設における緑化を図るため、植樹の推進に努めなければならない。

2 地域住民に親まれていたる樹林等良好な自然環境を所有する神社、仏閣等を所有又は管理する者は、その管理する土地、建物及び樹林等の保全に努めなければならない。

3 土地等を管理する者（所有者又は占有者を含む。以下次項において同じ。）は良好な環境の保護及び緑豊かな地域社会を実現するため、その管理する土地等について近隣住民に危害を与えるおそれのある危険な物品の放置を防止するとともに、清潔の保持、雑草の除去、蚊、蠅その他の害虫の発生防止及び樹木の植栽を推進し、環境の維持改善に努めなければならない。

4 町長は、前項の土地等が周辺の環境を著しく阻害しているとき、又は著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該土地等を管理する者に対し、良好な環境を確保するために必要な改善を勧告することができる。

5 町長は、前項の規定による勧告に従わないときは、当該土地等を管理する者に代わり必要な処置を講ずることができる。ただし、この場合処置に要した費用は、当該土地等を管理する者の負担とする。

（農業用施設の危険防止等）

第17条 農業用施設（野井戸、野つぼをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者は、当該農業用施設による危険

を防止するため、柵、ふたその他必要な設備を設置しなければならない。

2 農業用施設の所有者又は管理者は、当該施設が農業用施設でなくなつたときは、速やかに埋立等の処置を講じなければならない。

3 町長は、前2項の規定による処置を怠り、農業用施設が危険な状態で放置されていると認めるときは、当該農業用施設の所有者又は管理者に対し、期限を定めて、危険の防止について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(家畜飼養施設の管理)

第18条 牛、馬、豚及び鶏を飼養する施設(以下「家畜飼養施設」という。)を設置している者は、当該施設等から周辺住民の生活環境を害せぬよう、汚水又は悪臭の発生を防止し畜舎、ふん尿及び汚物だめ等を常に清潔に保持し、蠅その他の害虫の発生防止に努めなければならない。

2 町長は、前項の規定による家畜飼養施設の保全を怠り、周辺的生活環境を著しく阻害していると認めるときは、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて当該施設について必要な改善を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(犬、猫等の管理)

第19条 犬、猫等の愛がん動物を飼育する者(以下「飼育者」という。)は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が、近隣住民の生活環境を害さないよう飼育しなければならない。

2 前項の飼育者は、不要となつた愛がん動物をその責任において、適正に処理しなければならない。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、不要となつた愛がん動物(飼育者がないと認められる愛がん動物を含む。)を引取り、又は必要な処理をすることができる。

4 町長は、飼育者が前第1項又は第2項の規定による適正な管理又は処理を怠り、近隣住民の生活環境を著しく阻害していると認めるとき、又は著しく阻害するおそれがあると認めるときは、飼育者に対し、期限を定めて愛がん動物の管理の方法又は処理の方法等について必要な改善等を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

(営業及び土地利用等の制限)

第20条 町長は、住居地域(第1種及び第2種住居専用地域を含む。)及び学校、福祉施設その他これらに類する公共施設のある区域の周辺等において、特に良好な生活環境を維持する必要がある場合、風俗を乱すおそれのある営業若しくは事業その他の土地利用について規制を行うことができる。

2 町長は、前項に規定する地域の周辺において、風俗を乱す営業又は事業を行つている者が、良好な生活環境を著しく阻害していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて営業又は事業の内容若しくは方法等について必要な改善等を勧告し、又は必要な処置を講ずることができる。

第4章 雑則

(事業者に対する助成等)

第21条 町長は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言等に努めるものとする。この場合において規則に定めるところにより中小企業者に対しては、特に配慮するものとする。

(命令等違反者の公表)

第22条 町長は、公害関係法令及び県条例の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないとき並びに町長権限に属する騒音規制法等の規定による命令に従わないときは、当該事業者名等を公表することができる。

2 町長は、第13条・第17条第3項、第18条第2項、第19条第4項及び第20条第2項の規定による勧告又は町長が講じた処置等に応じない者があるときは、当該事業者名等を公表することができる。

(報告の徴収と立入検査)

第23条 町長は、この条例の目的達成に必要なと認めるときは、事業者に対して、必要な報告を求め、又は職員をして当該場所に立入り良好な環境の維持又は公害の防止に必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2章(第6条第5項、第7条、第10条第1項、第11条、第28条、第29条を除く。)、第3章第38条、第4章第40条第3項、第5章の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第9条及び第24条第1項の規定は、第14条の規定による届け出をした者については、この条例の施行の日から1年間は、これを適用しない。

附則(昭和59年3月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。